

太平洋セメント株式会社津久見工場

廃棄物の処理に関する協定書

平成 14 年 10 月

廃棄物の処理に関する協定書

津久見市（以下「市」という。）と太平洋セメント株式会社（以下「太平洋セメント」という。）は、太平洋セメント津久見工場における廃棄物の処理に伴う公害防止について、次のとおり協定する。

（基本姿勢）

第 1 条 市及び太平洋セメントは、昭和 47 年締結した「公害防止に関する基本協定」を遵守し、廃棄物の処理によって住民の健康と生活環境を損なわないことを基本姿勢とする。

2 太平洋セメントは、地域社会の構成員として、地域の生活環境の保全に積極的な努力と協力をすることによって、地域との共存を図るものとする。

（生活環境の保全）

第 2 条 太平洋セメントは、廃棄物の処理によって悪臭、粉塵、騒音、流出、飛散等が生じないように十分な対策を講じ、適正に処理するものとする。

2 太平洋セメントは、廃棄物の成分分析等を行ない、安全であることを確認した後に処理するものとする。

3 太平洋セメントは、生活環境の保全を目的とする法令に規定する測定項目及び市が必要と認めたものを測定し、常に基準値以下になるよう努めるものとする。

4 太平洋セメントは、廃棄物の処理施設に係わる公害の防止措置について、市から指導を受けたときは、施設又は設備の整備に努めるものとする。

5 太平洋セメントは、新たに廃棄物の処理施設を設置しようとするときは、地域の生活環境の保全に十分配慮するものとする。

6 太平洋セメントは、廃棄物の搬入を 7 時から 18 時までに行うよう努めるものとする。

7 太平洋セメントは、住民の苦情等に対しては誠意をもって対応するものとする。

（事故の報告及び措置）

第 3 条 太平洋セメントは、廃棄物の処理に当たって事故が発生したときは、直ちに応急の措置をとるとともに、その状況を速やかに市に通報するものとする。

2 太平洋セメントは、積極的に住民に事故の原因、措置の経過等を説明するものとする。

3 太平洋セメントは、市の求めに応じ、事故の原因、措置の経過等について報告書を提出するものとする。

4 太平洋セメントは、事故が発生したときは、対策を講じ、安全性が確認されるまで、当該廃棄物の使用を中止するものとする。

(情報の開示)

第4条 太平洋セメントは、廃棄物の処理状況について、住民に対する説明及び視察の受入れ等を行ない、積極的に情報開示に努めるものとする。

2 太平洋セメントは、市の求めに応じて、廃棄物の処理実績及び第2条第3項に規定する測定値を市に提出するものとする。

(調査等の協力)

第5条 太平洋セメントは、市又は市の委託を受けた者が第2条第3項に規定する事項を検証するための立入調査をするときは、積極的に協力するものとする。

2 太平洋セメントは、公害発生の原因について専門機関の調査・分析等が必要と判断されたときは、当該調査等に進んで協力し、究明に努めるものとする。

(関連企業等への指導・監督)

第6条 太平洋セメントは、廃棄物の処理に関する業務に係わる関連企業等に、住民の健康又は生活環境の保全に努めるよう責任をもって積極的に指導・監督するものとする。

(事業の事前協議及び報告)

第7条 太平洋セメントは、新たな廃棄物を処理しようとするときは、市と事前に協議するものとする。

2 太平洋セメントは、新たな排出事業者からの廃棄物の受入れが生じたときは、市に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、若しくは定める事項を変更しようとするとき、又は疑義が生じたときは、両者は、誠意をもって協議するものとする。

2 市及び太平洋セメントは、信義に従い、誠実にこの協定書に定める事項を履行するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年10月23日